

第14回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和4年6月30日 13:30~14:30			
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場			
3. 出席委員	1番 野村 照明委員 3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 5番 廣瀬女公美委員 6番 二谷 幸裕委員 7番 大畑 札子委員 8番 浅野 徳昭委員 9番 細川 裕委員 11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番 瀬戸 賢成委員 16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員 18番 佐藤 泰正委員 19番 福西 範委員 20番 野澤 真委員 21番 志賀 忠浩委員			
	(以上 19名)			
4. 欠席委員	10番 菅原 雄一委員			
5. 参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 可知 拓哉 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗			
	(以上 6名)			
6. 議事日程	会議録署名委員の指名 9番 細川 裕 委員 11番 佐藤 裕司委員			
	会期決定について 令和4年 6月 30日 (1日)			
	報告第19号 農業経営証明願について 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第60号 現況証明願について 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第64号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について			

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第14回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は19名です。</p> <p>議事録署名人に9番、細川裕委員、11番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日6月30日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 可知事務局長	<p>会務概要報告を行います。</p> <p>議案書の2ページをご覧下さい。</p>
議長 野村会長	(以下 会務概要報告)
委員 委員一同	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
議長 野村会長	なし
事務局 可知事務局長	<p>質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。</p> <p>まず、報告第19号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは議案書3ページにございます、報告第19号「農業経営証明願」について報告致します。</p> <p>今回は、阿寒地区で1件の申請がありました。</p> <p>議案書4ページの別表の1番は、[REDACTED]の[REDACTED] [REDACTED]から、農用地売買に係る確認のため、農業を経営していることの証明をするために令和4年5月31日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、1件の農業経営証明願について報告致します。</p>
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第19号「農業経営証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書5ページにございます、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、釧路地区1件、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書6ページの表の1番は、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の農用地を、令和3年9月12日、相続し所有権を取得したとして、令和4年6月20日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

次に、表の2番は相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他8筆、面積[REDACTED]m²の農用地を、令和4年2月4日、相続し所有権を取得したとして、令和4年6月3日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

以上、2件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めるます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第60号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

議長

野村会長

それでは、議案書の7ページにございます、議案第60号「現況証明願」について説明致します。

事務局

可知事務局長

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書8ページの表の1番は、資料が9ページと10ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]から現況証明願がございました。

6月16日、阿寒地区的農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が9ページと11ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]の代理人、[REDACTED]から現況証明願がございました。

6月16日、阿寒地区的農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長	
野村会長	ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番及び2番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。
委員 廣瀬委員	<p>議案第60号「現況証明願」について報告致します。</p> <p>現況証明願の1番は、[REDACTED]が所有する公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²の土地についてであります。令和4年6月16日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認致しました。</p> <p>次に2番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が原野、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²の土地についてであります。令和4年6月16日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。</p>
議長	以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
野村会長	廣瀬女公美委員、ありがとうございました。
委員 委員一同	それでは、議案第60号「現況証明願」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長	なし
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
議長 野村会長	議案第60号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
事務局 可知事務局長	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第60号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。
事務局 可知事務局長	それでは、次に、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局 可知事務局長	事務局より説明して下さい。
事務局 可知事務局長	それでは、議案書の12ページにございます、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。
事務局 可知事務局長	農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。
事務局 可知事務局長	今回は、釧路地区で3件、阿寒地区で1件の許可申請がございました。
事務局 可知事務局長	お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。
事務局 可知事務局長	議案書13ページの表の1番は、資料が15ページから19ページにございます。
事務局 可知事務局長	[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、他19筆、面積合計[REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書14ページの表の2番は、資料が15ページと20ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]の内、他1筆、面積合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が21ページと22ページにございます。

[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の内、他1筆、面積合計 [REDACTED]m²の農用地について [REDACTED]氏に、年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が23ページと24ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]の内の1筆、面積 [REDACTED]m²の農用地について [REDACTED]に、年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、氏が所有する、[REDACTED]の内、他19筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について [REDACTED]に、年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、氏が所有する、[REDACTED]の内、他1筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の内他1筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和4年6月14日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

次に、4番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員

廣瀬委員

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、調査報告を致します。

4番の申請の内容は、氏が所有する、[REDACTED]の内の1筆、[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、年間 [REDACTED]円で賃貸

議長
野村会長

借を行うものであります。

本件について、令和4年6月16日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

委員
委員一同

廣瀬女公美委員、ありがとうございました。

それでは、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番、2番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に3番と4番を審議した後に、1番と2番を審議することとします。

それでは、3番と4番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番と4番について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番と4番については、原案のとおり決定致します。

次に、1番と2番を審議いたしますので、清水幸治委員は退出して下さい。

(清水幸治委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番と2番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請」の1

番と2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長

野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは次に、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書25ページにございます、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

議案書26ページの表の1番は、資料が議案書27ページから32ページにございます。

██████████が所有する██████████の内、████████m²の農用地について、██████████へ使用貸借の上、生乳集出荷施設及び付属施設の建設のため転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

また本件土地は、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の農地となっており、議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について農用地区域の除外を行うべく、釧路市より意見を求められており、議案第64号におきまして審議するところであります。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

廣瀬委員

ただいま説明がありました、「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。

議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告致します。

本内容は、██████████が所有する██████████の内の1筆、████████m²の土地について、██████████が使用貸借して、農業用施設である生乳の集出荷施設及び附属施設を建設するものであります。

令和4年6月16日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で、現地を調査し協議をした結果、本申請地である██████████の内は、農用地区域の農地でありますが、農用地区域より除外されることが予定され、第1種農地の不許可の例外である農業用施設の用に供する場合に当たり、農地法第5条の転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長	
野村会長	廣瀬委員、ありがとうございました。 それでは、質問、意見を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案のとおり決定致します。
	それでは次に、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局	事務局より説明して下さい。
可知事務局長	それでは、議案書の33ページにございます、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。
	今回は、音別地区で1件の計画がございます。
	お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。
	議案書34ページの表の1番は、資料が35ページと36ページにございます。
	██████氏が所有する、██████████、他4筆、面積合計 █████m ² の農用地について、██████氏へ █████円で売買による█████████を行うものでございます。
	以上、1件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	
野村会長	ただいま説明のありました議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。
委員	質問、意見を求めます。
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書37ページにございます、議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、音別地区で4件、阿寒地区で1件の計画がございます。

議案書38ページの表の1番は、資料が39ページから41ページにございます。

■ 氏が所有する、■ の内の1筆、面積 ■ m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地以外に変更するものです。

なお、本件については、6月15日、音別地区的農業委員3名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

次に、表の2番は、資料が39ページ、42ページと43ページにございます。

■ 氏が所有する、■ の内の1筆、面積 ■ m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地以外に変更するものです。

また、調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

次に、表の3番は、資料が39ページ、44ページと45ページにございます。

■ 氏が所有する、■ の一筆、合計 ■ m²について、植林のため、農用地区域より除外し、用途区分を農地以外に変更するものです。

調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

次に、表の4番は、資料が39ページ、46ページから49ページにございます。

■ 氏が所有する、■ の内、他5筆、合計 ■ m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地以外に変更するものです。

調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

次に、表の5番は、資料が50ページから53ページにございます。

事業主体である、■ が生乳集出荷施設及び付属施設の建設のため、農用地区域より除外するものです。

なお本件については、6月16日、阿寒地区的農業委員3名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

委員
瀬戸委員

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についての1番から4番までの協議の結果を委員長の瀬戸賢成委員から報告願います。

議案第64号農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について調査報告をいたします。

1番は、農業振興地域整備計画では、農地とされている [REDACTED] の内の1筆、[REDACTED]m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏より農業振興地域内の農用地区域から除外するため、農用地利用計画の変更申請があつたものであります。

2番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[REDACTED] の内の1筆、[REDACTED]m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏より農業振興地域内の農用地区域から除外するため、農用地利用計画の変更申請があつたものであります。

3番は、農業振興地域整備計画では、農地とされている、[REDACTED] の1筆、[REDACTED]m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏より農業振興地域内の農用地区域から除外するため、農用地利用計画の変更申請があつたものであります。

4番は、農業振興地域整備計画では、農地及び混木林地とされている、[REDACTED] の内、他2筆、合計 [REDACTED]m²の土地について、事業主体である [REDACTED] より農業振興地域内の農用地区域から除外するため、農用地利用計画の変更申請があつたものであります。

これら件について、令和4年6月15日、音別地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査を実施した結果、計画変更には異存はなく、本申請はやむを得ないと判断いたしました。

以上、現地調査結果について報告しますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
野村会長

委員
廣瀬委員

議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」のうち5番について、調査及び協議の結果を報告致します。

5番は、農業振興地域整備計画では農地とされ、現況が畑となっている [REDACTED] の内の1筆、[REDACTED]m²の土地について、[REDACTED] よりクーラーステーションを建設するため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり釧路市長より意見を求められたものです。

令和4年6月16日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で、現地を調査し協議をした結果、本計画を変更し、クーラーステーションを建設することは妥当であることから、異存がない旨、回答すべきものとなりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

廣瀬女公美委員、ありがとうございました。

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等

委員 委員一同	に係る意見聴取」について審議致しますが、2番につきましては成田俊英委員の案件ですので、議事参与の制限にあたります。 従いまして、初めに1番、3番、4番、5番を審議した後に、2番を審議することとします。 それでは、1番、及び、3番、4番、5番について、質問、意見を求める なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。 次に、2番を審議いたしますので、成田俊英委員は退室をお願い致します。
	(成田俊英委員退室)
議長 野村会長	それでは、2番を審議いたします。 質問、意見を求める
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第64号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の2番については、原案のとおり決定致します。 退室されている成田俊英委員は入室して下さい。
	(成田俊英委員入室)
議長 野村会長	2番は、原案のとおり決定致しました。 これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。 なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 6月 30日

議長 野村 陞、明

署名委員 多田川 千鶴

署名委員 佐藤裕司